京城新聞

京城新聞

●農商状況（十）

金泉（其二）

▲商況● 他地方の取引稍閑散なるに比し當地は一般に韓國貨物の賣行良好なり蓋し當地方農家には存外多數の圍ひ米ありしが春來氣候を得て十分豐作なるべしとの見込より夏季以來俄に穀物の出荷を増加せること從來稀なる盛況なりしかば之が爲め稍々購買力を増大せしに因るなるべし

▲通貨● 一般新貨の流通を見るも其大部分は……のみを使用せり

▲人事● 在留本邦人間には先年來多少融和を欠きたるやにて甚だ遺憾とする所なるも目下韓人との關係は比較的良好なり例へば韓國大祭日には邦人も祝賀し又……

▲金融● 當地には金融機關の設備なき爲め……在留邦人の融通を阻害する所なるが目下釜山第一銀行支店と右機關設置方に就き交渉中なりと云ふ

▲……（現今郡衙）當地より約一里の北釜山邑に在りし又近時當地の繁榮策として郡衙を當地に移轉せんと政府へ請願方に就き日韓兩國人側の間に一致して取り運動せる最中なるべし

永川

韓人戸口 邑内七百〇五戸二千九百四十五人 男二四女二六にて日本人 宣九戸四十八人……

▲作柄 米作は河陽方面の一小部分に水害あるを見又各地方多少の風害はありしと雖も例の約一割二三分方増收なるべく大豆及棉花等の畑作は旱損及風害の爲め約三割方の減收なるべしと云ふ

▲商況● 本來當地方火賊の出没するあり各地商人の旅行不安なりし爲め各種商取引著しく不振なりしと雖ども今や形勢稍平靜に歸し且つ本年米作良好なりしかば追々商取引の發展を見るなるべし

▲通貨● 殆んど葉錢のみ流通せり

▲人氣● 當地は元來人氣不良にして奸猾惡むべきの徒多しと雖も昨年以來守備隊を配置せられしより態度一變日下平穩なり

漆谷

永川へ八里、延日邑へ二里
慶州へ六里、興海へ二里
韓人戸口 約六百戸二千二百餘人
日本人 八十五戸二百餘人

憲兵分遣所、郵便取扱所、日本人會あり邦人職業の主なるものは水産業七、貿易六雜貨十五、米穀三、農業三、飲食店五、其他雜業にして…昌洋行岡本商店等著名なり又…の支店は淡盛商會支店あり米穀又は水産物の買入及輸入雜貨等の販賣をなせり

▲作柄 米作は一時三割位の増收ならんと……



（六十八）

家令…は、其日御家から下つて我家へ入つた。妻の時子は色々と良人の様子を心配して……何と迎へて、何か心配事でもあるやうに、苦り切つた顔をして、平常は夕飯の膳に着けば四方八方の物語などして樂しく食了るのが例であるのに、今日に限つて、自分は素より此方から話を掛けても返辭すら碌々為ずに、匆々……室に入つたから、これには何か事情のある事であらう、一方ならず氣遣ひながら、やがて自分も良人の室に入つた。

見れば良人は、涼しい夜の風を浴びやうともせず机の前に子然と端坐して、頻る…込むで頻りに思案に耽つて居る様子である。

「まあ、この暑いのに庭にでも出て、風を入れなされば宜いに、那様所に坐りなすつて……」

云ひつゝ椽端に置いてあつた團扇を取つて自分も煽ぎ、良人にも進めながら、縁側近くそれに坐を構へた。

良人も妻の辭に、始めて氣の付いたやうに團扇を取つて煽ぎ出したが、まだ敢て辭を出す様子もなく、ともすれば團扇の手を休め勝に思案する氣色である。

時子は心配相な顔をして、良人の顔を眺めながら

「貴方大層今日は沈むで居らつしやるが、何所か御氣分でも悪いのですか、と問ひかけた。良人は團扇を下に置いて、

「何は何處も悪くないが、れ屋敷の方に大變な事が出來したのだ。」

「ねッ、れ屋敷に……」

「れに就いて、奈何處置を為たものかとそれを思慮て居るのだ。」

「貴方、大變な事と仰やつて、甚麼事でございます。殿様か御病氣にでもれ罹りなつたですか。」

「病氣位なら醫者にかけりや治療も出來るが那樣些細な事ぢやない、れ屋敷の浮沈に係はる程の大事件が出來為たのだ。」

時子はますます心配顔で

「一体まあ、奈何云ふ異變が出來ましたんです、色々と御聞かしなすつて下さいな。」

家令は、女房に聞かすべき事でないとは思つたが……

「其の大變と云ふのは、餘の事ではない、此度御前様が京都から、生體も知れない女をれ連れなすつたのだ、それがどうやられ妾と云ふ話なんだ、またそれから御姫様をれ迎へなさるのぢやならない、立派な御身分でありながら、御姫様もれ迎ひなさらない中から、お妾なんぞれ置きなすつたら世間への聞こえも悪し、第一御姫様をた貰ひなさるにも妨げになる理だから、どうにかしてれ暇をれ遣はしになるやうに爲なきやならないと思ふが、困つた事には後室様始め大臣なども、一向知らない態を爲ると仰やる程だから、…御前様がれ暇をれ出しなさる理はないと思ふのだが、申して大殿様から御遺言を承つた役目に對しても、此ま……

打棄てたいては、甚麼騒動が出ないとも限らないから、打棄てたく理には行かずどうしたものかと、實は此事を心配為て居るのだ。」と胸の煩悶を打明けて聞かした。

消費稅問題

最近消費稅を賦課せらるべしとの說傳はりしも余輩は之を信せざりき、何となれば財務當局には比較的其人あるを以て能く韓國現時の狀態に明なり從て最も煩雜極る消費稅を賦課するが如き事あるべき筈なければなり、韓國現時の狀態に於ては消費稅を賦課する事は甚だ至難の業にして勞多くして利する所少[illegible]すると假定せよ、[illegible]とすれば烟草の作業[illegible]に手製烟草を以て少額を刻りに過ぎず[illegible]する商人[illegible]に非ず、[illegible]の餘裕[illegible]するに過ぎず、之を買收[illegible]作物とし[illegible]して自家用[illegible]と共に之を切剏して賣る所の商人に課稅するも困難なり、營業稅として徵するにも極めて小なる店舖にて少許づゝ販賣することなれば是亦不可能[illegible]す、現時の狀態に於て[illegible]らば一町一村に一人宛[illegible]も其目的は達し難し、[illegible]入に超ゆるの奇觀を呈するや[illegible]徵稅を完ふするとなすも[illegible]て其結果は外國輸入品に[illegible]なる趨勢を呈し來るなり斯くては帝國の烟草專賣局が韓國の狀況に依りて販路を開きつゝある趣意にも戻るなり、其他の外國烟草にしても唯夫れ消費者を苦ましむるに過ぎざるなり、酒造稅にしても然り、[illegible]は大醸造家なるものなし、[illegible]少許の自家飲料を造るに過ぎ[illegible]のものを少許づゝ[illegible]之に對して課稅をな[illegible]ならば實際一戶に一人の[illegible]せしむるに非らざれば不可能なり、若し夫れを勵行するとなれば烟草と同一なる結果を生ずるなり、決極は細民の娛樂を奪ひ去ると同時に外國品を歡迎するに止るなり

斯の如きは需用供給の自然的流通を杜絕するの措置たるに過ぎざるべし、要するに韓國現時の狀態は未だ消費稅を賦課する迄の進境に達せざるなり、如何なる[illegible]と雖も日常の生活に[illegible]に課稅することは細民を[illegible]を避けんとするなり、消費[illegible]は富者よりも細民を苦むる[illegible]のたるは、今更に說くまでもなし、況や韓國の如き社會の組織進步せざる所に於ては此等の消費稅を圓滿に徵すること能はざるや明けし、消費稅の賦課は韓國の社會組織一層發達し、酒は專門の釀造家起り、烟草も專門の製造所各地に興起せるの曉ならざる可らず此時に於ては消費稅は國家の一財源として優に豫算に編入するを得べし、當局者は能く玆に至らしむるの培養をなさゞる可らず、幸に消費稅賦課說が世間の傳說たるに止れるのみを聞き余輩は大に之を喜ぶものなり

東京電報

▲宮中喪御出 清國兩宮崩御に就き今日より十二月二十一日迄宮中喪仰出さる

▲帝室引受拓殖株 帝室御引受の東洋拓殖株は五千株と御治定あり

▲興業債券の好況 昨日倫敦に發行の興業銀行債券は[illegible]八倍の超過を見たり(以上二十一日發)

▲今月中旬の貿易 今月中旬の貿易は輸出二割八分を減じ輸入一割五分を增し差引七千圓の輸入[illegible]

▲興銀債券の好況 其の筋への入電によれば韓國に於ける興業債券の景氣は頗る宜しと發表前なるに拘はらず既に六分以上の內約ありたり(以上廿二日發)

▲新嘗祭 本日新嘗祭に就き天皇陛下出御御告文を奏し給ひ次で參列諸員の禮拜あり無事式を終らせり(廿三日發)

光州電報

▲優勢の賊徒 光州郡大林官に於て光州守備隊兵十五名及び巡查二名は優勢なる賊と衝突し我兵一名戰死し尙戰鬪中との報あり當地より援兵を派遣せり(廿三日發)

雜報

●日本宮中喪仰出さる 清國兩宮崩御に對し我皇室に於ては十一月二十一日より向ふ三週間宮中喪仰出さる

●伊藤統監の歸任 伊藤統監一行は軍艦春日號にて廿五日正午仁川に入港せられ午後二時頃上陸午後二時十五分仁川發臨時列車午後三時三十五分南大門着列車にて歸任せらるゝ旨電報あり

●拓殖幹部の顏觸 東洋拓殖役員人選に就ては松崎藏之助氏の顧問本田幸介氏の理事崔八郎氏の秘書役長たるべきは確定の事實たり他の兩理事は說爭中々激しく現に某知事、大藏省某局長並に半官半民の銀行幹部員大阪の某銀行家等最も有望の候補者たり某局長は恐らく甘諾せざるべく某知事並に銀行家出身の兩理事の任命を見るべし言ふまでもなく後者は東拓の金融並に會計事務を擔任する筈潮田方藏氏も亦一課長として拓殖に入るべし會社衛の意見にては創立後の拓殖事務は當分四十名內外の社員にて處理するに足る成るべく冗員の弊に陷らざるを期するに無職失業に苦しむ者多き昨今なて四十名の新所要員に對し千五百餘名の求職者あり三十六倍の株式應募數に比し此の方面は更に盛況を極めつゝありと云ふ

●公果の外交事務 白耳義國は公果國の自國に合併したる結果該地方駐在の諸外國領事官に對する認可狀は同國政府より交附すべく且同令該地方における同國官憲は右領事官と同官所屬政府及び所轄人民關係の事務を交涉處理するの權限を有すべき旨在本邦白耳義國公使より其筋へ通知ありたりと

●義和宮と牧場 元宮內府所管たりし東大門外の牧場及び附近の原野は未墾地利用法により其の利用を農商工部に出願せるもの多數に上れるが義和宮は右の牧場を同宮の所屬と認め其の利[illegible]日本人に許可し[illegible]轉賣せんとしつゝある由なるも同地は國有に移屬せられたるものゝ中に含むべきものなるべければ一問題たるに至るべし

●農工債券の發行 全國各農工銀行に於て農工債券の發行をなすべき事は既報の如くなるが發行の趣意は各發行銀行に於ける運轉資本の缺乏を補充するため民間零細の資金を低利に蒐集し之を運用せんとするものにして發行條件は左の如し

一、券面十圓發行價格十圓

一、隆熙二年十二月廿五日より滿三ヶ年据置以後十ヶ年內に隨時抽籤を以て償還す

一、利率年七步

一、利子は每年六月十二月の二回其の支拂月迄の分を支拂ふ但し發行當日より隆熙二年十二月卅一日迄の利子は金二錢とし最近利子支拂月に之を支拂ふ現金償還の場合に於ては月割を以て計算し元金と共に之を支拂ふ

一、發行は來月十二日より廿五日迄とす

一、債券は無記名利札付とす

而して各銀行の債券發行額は左の如し

十万圓	漢湖農工銀行
十万圓	平安同
十万圓	慶尙同
五万圓	全州同
十萬圓	光州同
十五萬圓	成鏡同

●人蔘耕作者の褒賞 度支部にては過日發布せられたる人蔘耕作者褒賞規程に從ひ開城に於ける人蔘耕作の成績を査し左記成績優等者十四名に對し昨廿四日午後四時より同部に於て頭書の通り褒賞の授與式を擧行せり

金牌一個金百圓	朴宇鉉
同上	孫鳳祥
同上	姜處萬
以上一等賞	
銀牌一個金八十圓	東公良
同上	崔用九
同上	玉在中
以上二等賞	
銅牌一個金五十圓	金顯永
同上	南庭淳
同上	王世安
以上三等賞	
金三十圓	許一瑞
同上	劉鎭萬
同上	孔文郷
同上	張而申
同上	安容淳
以上四等賞	

式は同部次官官房に於て擧行されき先づ上林蔘政課長成績調查の報告をなし任大臣一人宛に賞牌及び賞金を授與し終て大臣次官及び司稅局長の訓示演說あり受賞者總代孫鳳祥答辭を述べ式後一同に茶菓の饗あり受賞者は何れも歡喜して退出せり當日受賞者は開城より上林蔘政課長富家技師に引率せられて來城したるものなり

●度支部大臣の訓示 別項人蔘耕作者褒賞授與式に於て度支部大臣がなしたる演說は左の如し

人蔘は我國の特產物にして當國が此れを財源となしたる歷史は古きものとす此れが所[illegible]し其の間盛衰ありと雖も終始國家の財源たりしは疑なき事とす隆熙元年十二月勅令に由り再び度支部の所管する所となれり而して度支部にては每年成るべく此れが產額と價格を均等にし海外に於ける聲價を維持し且つ其の生產保護の目的を以て紅蔘專賣法を發布し本年七月より此れを實施するに至れり然るに近來諸種の原因より產額著しく減少し且品位劣惡に傾くの風あり政府は玆に於て生產獎勵の方法として褒賞規程を制定し優良品を多數納付し能く法令を遵守せる者に對し其の功績を表彰せんため是れに賞牌及び金品を授與することにせり本年は專賣制度創始の年に當り納付人員二十六名中該規程に該當するもの十四名に本日夫々所定の褒賞を授與し以て其の耕作を精勵せしを表彰するは本大臣の大に喜ぶ所とす而して本日授賞の各位は今後益々自己の耕作に奮勵するのみならず一般耕作者の模範となりて能く他を誘導し益々精良品の產出に勤め進んで當國蔘の聲價を高め從て國家の收入を增大なさしむるに勤めざるべからず一言以て訓辭とす

●自由港閉鎖問題 露國今般國民議會開催と同時に黑龍江沿道自由港閉鎖議案が劈頭第一財政委員會の議事に付せらるゝなるが本案の露議院に於ける運命は尙多少疑問の中にありと雖も國民議會に於ては大勢上固より之れを可決するに相違無く殊に政府に於ける首腦と議會に於て多數を占むる十月黨の勢力は露國侍從武官長パンラレエフ大將の勢力を以てしても一部自由港存續論者の到底能く對抗し得べき處に非ざるべし右の前決として果して確實なりとせば該案の法律となり其實施を見るは何れの日に在らんかに付き一般の觀測區々にして或は明年露曆一月一日なりと云ひ或は三四月頃なるべしとの說ありと云ふ

●農銀副支配人の交迭 漢湖農工銀行副支配人早川省三氏は平安農工銀行支配人狩野[illegible]氏と交迭する筈なり

●中村局長の歸任 日本に出張中なりし中村殖產工務農務局長は東京に於ける全國農事會に出席し韓國の農業に關する講演をなし夫れより北海道に渡り鐵道沿線各地の農事を視察し札幌に於ける農林學會にて一場の講演をなし歸路大里製糖所を視察し佐賀、熊本、福岡の諸縣にて韓國農業談を試み昨二十三日夜歸任したるが北海道の氣候は京城以北地方の夫れに類似せるを以て同地に於ける農事經營は韓國に應用すべきもの多きを認めたるが彼の地の狀況は勞働賃を目的として渡航し得る韓國の渡來者が資本を要[illegible]す云々と語り居れり

●韓人辨護士試驗 韓人辨護士試驗其の後の問題は左の如し

行政法第一問 [illegible]

第二問 [illegible]說明せよ

國際法第一問 條約と契約との差異如何

第二問 權利能力は何國の法律に據るべきか

右にて筆記試驗は終了したるが成績調査の上及第者には更に口述試驗を施行する筈にして期日は本月廿八日頃の豫定なりと云ふ

●統監の晩餐會 伊藤統監は廿五日午後六時より統監府官邸にて晩餐會を催さる韓國各大臣各部參與官西島第六師團長牟田少將渡邊大審院長國分檢事總長大屋池田兩管理局長官香阪法務院長村田、明石兩少將[illegible]藤田兩部長城控訴院長統監府各高等官一同五十有餘名を招待せらる

●三浪船會社の割戾 既報せる仁川三浪船會社と仁川輸出商との間に締結せらるべき運賃の件は愈々一昨日決定したるが其の契約の內容は略前契約と同一なるも新契約は其の部分を廢め最低額九百圓、最高二万の運賃を支拂ひたるものには相當の割戾をなすことに決定したりと

●仁川民團の病院費 仁川民團役所にては既報仁川病院費を補給す可く左の如く明治四十一年度歲出豫算に就て更正を行ひ信夫理事官まで認可を申請したりと云ふ

一 金千五百圓 經常部減

一 金千五百圓 臨時部增

●穀物協會役員會 仁川商業會議所にては一昨日午前より役員會を開き穀物檢查規則を制定したるが其內容は重に仁川穀物協會の總會決議に準據し別に細則めきしものゝ制定を省略したり

●市外電話取扱高 十月中仁川郵便局にて取扱ひたる市外電話の交換狀況を聞くに左の如し

	度數	時數	料金
京城	二、五七一	三、二三一	六三一、八
龍山	七二一	七七二	一四七、四
永登浦	四〇	四一	七、〇
麻浦	三	三	二、四
水原	一八	二一	三、〇
合計	三、三五六	四、〇七二	七九五、二

●善隣商業學校の開校式 善隣商業學校にては本月廿八日午後一時より官民の重なる人々を招待し盛なる開校式を擧行する由

●東亞煙草盛宴 去る廿一日夜日本人俱樂部にて東亞煙草會社京城支店長赤間嘉之吉氏は同會社設立二年を祝する爲め官民を招待して盛宴を張れり當夜招待に應じたる人々は[illegible]所長及熊谷民長民團議員各銀行者小宮俵兩次官其他重なる官民八十餘名なりき酒間陸軍の奏樂あり宴酣にして赤間支店長より一場の挨拶あり熊谷民長來賓を代表して答辭を述べ來賓一同に烟草に因みある紀念品を贈り次に別席に移りて落語の餘興あり歡を盡くして散會したるは午後十時過ぎなりしと

●[illegible]長邸の園遊會 [illegible]總長は去る廿一日午後二時より其官邸に於て在京同好の知人を招請し園遊會を催したるが會者曾禰副統監を始め荒井次官香阪法務院長牟田參謀長明石憲兵隊長松井警務局長其他三十餘名頗る盛況なりし由にて右終て晩餐を供し全く散會せしは午後十一時なりしと云ふ

●法官の送別會 統監府法務院評定官黑澤休四郞氏は韓國裁判所判事に選拔せられ田中永次郞氏は同檢事に榮轉せられしに付送別の意を表する爲め在京城辯護士は去る二十一日午後五時より梅の屋に於て送別會を開催したりと云ふ

●高木副理事官歸仁 某々犯罪事件探查のため溫陽地方に出張中なりし高木仁川副理事官、大浦通譯官高橋屬の一行は昨夜歸任せる筈

●立花事務官出張 立花內部事務官は南韓地方に出張を命ぜられ二十三日出發せり

●ミレット氏入城 日本大博覽會に關し派出せられたる米國事務官ミレット氏は二十三日午後大連出發鎭南浦を經て來城せらる筈なりしと

●關門商工團入城 關門商工團廿六名の一行は二十三日夜入城廿四日下仁同地商工業視察せり

●大倉氏着城 大倉喜八郞氏は二十二日夜着城し二十四日京館を視察せり

●村田技師の歸任 日本に出張中なりし村田農商工部技師は廿一日夜歸任せり

●內田囑託の來城 統監府囑託內田良平氏は一昨廿二日夜來城せり

●池邊書記官の歸任 曩に御用東上中なりし池邊書記官は二十三日歸任せり

●仁川消防大演習 成準備の爲め延期に延期を重ねられし仁川消防組の大演習は愈々明二十六日午前九時より萬石洞に於て擧行することゝなれり

公人私人

▲上林敬次郞(度支部書記官) 二十二日入城

▲竹田國太郞(平安南道順安郡大倉鑛山監督長) 同上

▲龜井芳雄(土木技師) 廿三日入城山本館

▲木原秀吉(佐賀縣屬技師) 廿三日入城原金旅館

▲加納下次郞(九鐵運輸課長) 廿三日入城

▲高木國夫(大阪火災門司支店長) 同上

▲鈴木景盛(內國通運門司支店長) 同上

▲上原辰次郞(白川憲兵少尉) 二十五日錦州へ向け出發

▲佐伯實六(平壤財務監督局主事) 二十三日歸任

●近事片々

▲京城日報の特電は今尙は掲げらる同じ電報がソウルプレスに[illegible]

▲京城日報の特電は清國領事館に來る電報と同一なり[illegible]

▲ソウルプレスには轉載とはなし[illegible]御用紙の片割で相互に相違あるは[illegible]

▲若し夫れ轉載がソウルプレスと御用紙[illegible]

▲[illegible]も新に通て實につまらぬ者夫を仰々しく轉載して掲げて居る所は甚だ失笑

▲新聞紙の經營が商賣的にする必要有りとするも餘る職引は余り素人じみて更に甘味なし

▲京城日報より轉載せずしてソウルプレスより轉載して居る場合は轉載の効力如何

▲世にこけ脅しと云ふ事あり時に依りて必要なることもあらん併し讀めた事には非ず

▲况や網の能く見へ透きたる者には之をなす[illegible]飾する必要あるやか

▲久しく邦人の[illegible]國辯士等指へ掛らんとしたる[illegible]するの興味あり

▲伊藤公の歸任と共に此等の本部が東京より京城に移轉すべしと京童等は云ひ囃す

▲韓國志士等の仕事は統監政治以前の事也今時出沒したり迚も何事も出來ざる筈也

▲審夢何醒め更して第一手段を繰返すは甚だ愚なれども今尙は盲動すとは度し難し

▲利權問題杯を暗雲掻き廻はして無賴漢並等と結托して騷ぎ廻るとて甚だ宜しからず

▲口に對韓經營を唱へて手に利權を得て暴利を博せんとするが如きは十年前の事也

▲策士先生何ぞ時勢を洞觀するに迂なるぞや早くも足を洗はざれば大に悔る時あり

▲韓人等の蠢の如き甘言に乘せられて新規に策士たる人もあり此等は大に警むべし

▲韓人の蠢の如き言辭の中には多くの毒針を包む注意せざれば穴の毛迄拔るべき也

▲事情に通じて迷ひ通せずして迷ふは韓國也之れ韓人の口舌に迷さるゝ所以ぞかし

▲獨逸皇帝亦々米國某博士に向て英國の政策及び日本を惡評せりとの通信來れる也

▲何れにして揉殺さるゝは相違なきも

▲獨帝の累利なる舌鋒は能く列國を騷がす

▲源本を目して日本國民を徵役する杯は僭[illegible]も事態だし日本の現狀は英國能く知る

▲如何にカイゼルの言が事實なりとするも聰明なる英國政治家は之に迷ふ者は非ず

▲北京も平穩の如くなるが革命軍の北上[illegible]今尙黑雲天を蔽へり



●統監と貞奴

……朝鮮で芝居を遣つて呉れ……

統監の君には去る十九日午後六時二十分神戶發下り列車にて陸路下關に出で同地より軍艦秋津洲にて仁川に向ふの啓行同日驛頭より差遣はされたる陪從にて神戶驛に着しプラットホームには兵庫縣知事以下土地の有志家數十名所狹き迄に詰め掛けたる中に一人の美人ぞありたり誰ぞと見ると這は川上貞奴にて兼て愛顧を受くる統監が神戶[illegible]女房た梅と並んで萬綠叢中の紅一點見送人多數の眼は一齊に貞奴の身に注がれたるが統監の喜び一方ならず微醉を帶べる顏に笑を浮べて貞奴を側近く招き『どうぢや朝鮮人を演劇で敎化して見るつもりで一番革新軍を引つれて朝鮮に乘込まんか』と細い眼で見て大きな聲でいふと貞奴は得意滿面『私も女ながら其邊のところは常に胸に描き機會があつたらと思つて居りますがどうも……力が足りませんで』と謙遜に在るやうな樣子で眞目を瞬く、統監は益々乘氣になつて『私は眞から貴方を贊成してよ』など云ふやうな文句ぢや駄目だ朝鮮人を敎化するには先づ朝鮮の歷史を遣つて見せなきやア宜けない若しお前が來るとすればオレも一番材料の心配をしてやらうよ、統監の言ふ傍からクスぐりの好きな者も渡韓の途に在る大倉喜八郎氏が合槌を打つ話に花が咲きて見送人を畑に怒らドッと大笑となつた時しも舞子より御歸途に就かせられた有栖川宮殿下の神戶驛に御着車になつたので一同は眞面目になつたがそれが御發車になると後は又少時統監と貞奴の對面壇、列車の發するまで神戶驛のプラットホームは大に賑ひ時ならぬ花を咲かせた

●銃短騒ぎ

土方氣質の氣早さ……

去る二十二日午後十時半頃本町二丁目二十番地永樂亭方に於て原籍廣島縣安藝郡[illegible]引續き當時寺町三丁目土木請負業中野太市方の人足小林勘七（二）なるものが[illegible]川郡西分村現住所南山町十六番地石炭[illegible]ク商城內張太郎（二）なるもの[illegible]三助等の間に負傷せしめたる椿事あり今左に事の顚末を敍せん當夜永樂亭には當夜同業者なる印吟勝太郎松重吊鼠の二人のものと共に前記永樂亭に登り四名の女を相手に酒や肴やと散財をなし居りしが軈て中の一名の女が杯を取りて松本に差さんとせしに松重は女の酌の仕振りが氣に入らぬとて大に立腹し差されし杯をばムヅと摑みて女に投げつけたるより一同のものは總立ちとなり誰れの口とはなく「馬鹿なことは廢せ」と嗜め居る途端此の騒ぎを聞きて下より前記の加害者小林と同家の妓番とが上り來り其の不行屆を謝し下に降りしが其の後にて仲居の一人が小林の事を惡口せしことが端なくも下に居りし同人の耳に入りしより小林は小癪な奴と一時に立腹し再び二階に上り來り堀内と一言二言爭論せし揚果小林はエヽ面倒なと許りに懷中より一挺の短銃を取り出だ[illegible]放せしかば場内はウヽトと其の場に打ち倒れたる樣子を見て取つた小林は今更怖氣が差したるか直ちに表に驅け出し支那町を一直線に長谷川町に出で本町通りの溝の中に右[illegible]を經て永樂町の岡崎といふ知人の所に一泊し翌二十三日午前三時頃自宅に歸り主人に其の由を打ち明けんと思ひしも夜中のこととて取り敢ず午前九時頃南部警察署に出頭し主人より「輕率なことを仕て呉れたな」と言はれ居る處を南部警察署の刑事の爲めに踏み込まれ難なく逮捕せられたり而して今犯人の自白する所によれば自分は當夜永樂亭に遊びに行き居りしが昨今同亭の主人歸國中なれば女許りのこと故騷ぎが起つては困るならんと思ひ終に要らざる世話とは思ひ居りしも面のあたり此の騷ぎを見ては默つても居られず二階に上りて脅威かしの爲め發砲せし次第なりとの事なり被害者は當夜早速濟城病院に入院せしめたるが生命には別條なしと因に此の犯人逮捕について刑事の苦心は非常なるものにて其の周到と機敏さは實に驚くの外なしといふ

●滿州荒の大賊捕る

……仁川署刑事の敏腕……

仁川警察署坂下、今井、石川三刑事苦心探偵の結果一昨日遂に滿州荒の兇賊を逮捕したり此者は大阪市南區難波蘆原町又二郎長男三井豬一（二十）と呼び未だ若年なる癖に早く日本內地に於て前科二犯として一年六ヶ月の重禁錮に處せられたることある金箔付きなる代物にて滿期出獄後尚は改悛の狀なく大膽にも大連難波町某時計店の硝子を破り金時計、金指環併せて三百餘圓を竊取せしが其筋の搜索嚴しき滿州にも五尺の身を置く所なきよりイッソの事韓國を股に掛けんと怖しき料簡を起し去る二十日仁川に渡り宮町三丁目東やと云ふ宿屋に投じ巧に其筋の眼を暗まし居りしが天網恢々疎にして漏さずとは古今の眞理不匱せる事にて遂に逮捕せられたり今其の端緒を聞くに三刑事は少しく取調ぶる事ありて新町二丁目[illegible]を檢閲したるに[illegible]の名義にて金側[illegible]者あるを發見し[illegible]するは不審なり[illegible]し前記東や方に[illegible]暴動に付き怪し[illegible]ひ亂せしに入營[illegible]のか立派なるインバネスを纏ひ來れることありと聞き此奴臭しと見て取り更に探偵の歩武を進め遂に一昨夜十二時寺町二丁目松山樓にて大散財中の處に踏み込み難なく逮捕に及び本署に引致せんとしたるに圖太くも彼れ兇漢は吾れは大連の大請負師なり決して怪しき身分にあらずなど吹き散らし同行を拒みしも何條左る陳腐の申し立てに欺かれんや強ゐて引立て先づ右指に箝めたる金指輪二個に就て檢するに高價なるが[illegible]にて一時調東醫工所にて職工を勤めたる武骨なる指と調和すべくもあらざれば手を代へ品を代へ嚴重なる取調に及びし處流石の強情我慢の曲者も遂に包み切れず前記の次第を自狀したるが尚ほ餘罪ある見込にて引續き取調中なり

●店員評判記

田中洋服店主任　田中左吉氏

氏は新進銳意の商人である、從來の行詰は極めて漸進的で、[illegible]三十七年渡韓し、最初ヤッ安東縣に赴き、洋服商を營んだが、其の不撓不屈の精神と刻苦堅忍の意氣とは幾干ならずして顧客の信用を受け、大に店運の繁榮を來した、其の後思ふ所ありて同地を引き拂ひ京城に來たのが近頃の事、昨今にては專ら店運の隆昌を期せん事に維れ日も足らざる有樣である、本年三十二歲奈良縣吉野郡吉野村の產である

同店員　柳瀬楠雄氏

年齡漸く二十五、才華煥發、後緒の氣富に眉宇の間に閃めいて居る、而も青春の血燃ゆる許りなる年頭にも似ず、素行純潔、意志堅確、毫も浮華淫逸の態なく、加へて雄邁な心に富んで居る、從つて店務に熱心で主人に事ふる又極めて忠實一點影日向的の奉公人根性が無いさうだ、郷國は三重縣飯田郡宮前村、未だ弱冠ならずして土地の識彼れに嘱を囑され、軈て小學校に業を了へ暫らくの間家事を助け、渡韓したのが二年以前である、蓋し逸足の才孜々倦まずんば將來の成効期して俟つべきである

同店員　佐藤憲吉氏

怡淡眞率、事に當つて明潤、人に接して[illegible]せざるは氏の性格である、而も友情に富み信義に厚く、他の危難を聞いては潸然として涙ぐむは從來の例である、今年ヤット二十歲、職務に忠實で且つ同僚からも氣に入られて居る、生國は廣島縣深安郡小畑山、將來の目的は立派な商人となりて兩親に安心をさせたいとのことだそうだ

●博徒の刄物騒ぎ

……被害者は八ヶ所の傷……

一昨朝午前七時頃の惡名高き博徒の親分床[illegible]間に於て刄傷沙汰をなしたる椿事こそあれ[illegible]り被害者は龍山十五間通山下一丁目左官及び土木請負職愛媛縣生れ眞鍋鷗馬（二十）にて加害者は若草町一丁目土工職岐阜縣平民後藤辰次郎（二十）といふものなるが原因は二十二日の夜前記床梅方へ眞鍋が鈴木榮太郎及び加害者辰次郎の四名にて賭博を始め互に一勝一敗中々に何れの勝ちに歸するとも明かならざりしが漸次時を經て翌朝五時過ぎに至りしが遂に加害者後藤が五圓の敗損となり遺憾やる瀬なき餘り眞鍋に向ひ『テメーなどはまだ素人だ俺共の相手にはまだ早過ぎる』など惡口雜言の數々を吐き出したるにぞ眞鍋も此れには默まつて居られず之れ又同じ文句の出獸羅目羅言を並べ立てたるより後藤はグッと癪にさわり直ちに持合せたる匕首にて眞鍋目蒐けて突き立て重輕傷八ヶ所を負はせたる騷ぎを早くも南部署の知る處となりしが加害者は早速逃亡せしが一昨夜午後六時頃南山町四丁目原金旅館にて刑事の爲めに逮捕されたり

●出刄庖丁で雨戸をゑぐる

……池田雜貨店に忍び入らんとす……

一昨日午前三時半頃八は何れも長夜の夢に前後も知らぬ寢入り端の眞ッ最中一人の曲者手に出刄庖丁を握り愛南大門外なる池田雜貨店の雨戸をば盛んにゴチ〱と剜り鑿て身体を入るゝ迄の大きさに剜り切るや曲者はシタリと許りに合點し將に頸と胴とを突き込まんとする途端再前より此の樣子を窺ひ居りし番頭は突然大聲を擧げて泥棒〱と怒鳴り散らせしより曲者は打ち驚き急いで身體をば引き込め南大門停車場の方へ逃げ行く所を關所派出所詰の巡査に認められ難なく取り押へられたるが此の者は滋賀縣の生れにて現住所不定なる伊藤辰藏（三七）といふものなりと

●狼出沒

平安北道郡山郡北面上端里下端里附近へ近來古狼出沒するの風評あるを以て同地駐在の日本官憲は被害の有無を調査したるに十一月一日夜同地北面堂嶺里牛一頭を咬殺せりと而して此地北面堂嶺里戶數約六十戶の一部落に目下膓窒扶斯類似病患者十五名ありといふ

●心當りの者はなきや

中部豆陽洞十統三戶安德九（三）は一昨日正午頃同部黃土峴にて三歲許りのチョンガーが迷ひ居るを氣の毒に思ひ自家に連れ歸りて保護を加へ居れるが心當りの者はなきにや

●下水に嬰兒の死体浮ぶ

一昨日午前十時半頃南大門外[illegible]街道に沿へる溝渠の中に嬰兒の死体浮び居るを西部署の巡査が發見し早速警察醫の出張を乞ひ檢視を遂げたるが死骸は未だ完全なる形体を爲し居らず姙娠後七ヶ月を經て墮胎せしものゝ如く眼も鼻も口も一体に爛れて識面の識別さへ附かざる程なるが何れのものが爲せし所爲とも解らず不取敢統主に引き渡したり

●清人韓人を訴ふ

一昨日午前十一時半頃銅峴分署へ清人于德筆なるものが韓人姜億秀（二七）といふものを伴ひ訴へ出づるやう自分は豫てより此の者に十八圓八十錢丈の木綿を賣り當時內六圓餘を買ひしも殘金十二圓八十錢をば今に至るも支拂ひ呉れず催促すれば無法なことをいふので大に困り居れるが何んとか御處分の程を願ますとのことに警察にては姜に向ひ早速支拂ひを爲すやう懇々說諭を加へたり

●天氣豫報（自廿四日午後六時 至廿五日午後六時）

廿四日午前六時各地氣象概況

高氣壓は韓國西部にありて區々の風吹き北部は曇天其他は晴天なり

落語 猫久

(入) 食許撰小さん口演

[illegible]ましたがガラ熊先生士族の顔を見[illegible]めて居ましたがヒヨク〳〵禮辭儀をして
親「[illegible]有ら存じます段々譯れを聞いてヤッ
ト分りました此花は模本人は武士ヨライもん[illegible]
親「なんです[illegible]
親「[illegible]此旦那が刀を[illegible]て大きに感心しました
[illegible]
熊「アヽ見ると旦那が[illegible]せいますが猫[illegible]
[illegible]なんぞは[illegible]でさいますねへ
士「アヽ[illegible]ものゝ[illegible]やな[illegible]
[illegible]に吩咐けて小刀は又猫と違つて喧嘩が好き
でございますから小言が喧嘩をした時に[illegible]
[illegible]て出すといふとマア見る者[illegible]が見ると亭主の[illegible]上るし嗜アも[illegible]
れるしするから今の[illegible]吩咐けて[illegible]
いて今度アア小言が喧嘩をして[illegible]を出させませう大の[illegible]もれ喧ましうござい
[illegible]此唐物屋の[illegible]分りますと
[illegible]親方何うもれ喧ましい[illegible]
親「オイ[illegible]明日[illegible]しませう
熊「[illegible]
[illegible]
女「何んだね[illegible]出て往つて[illegible]
[illegible]
女「何んだね〳〵門口に立つて腕組をして
熊「門口から亭主に御[illegible]を喰はせるなんて
[illegible]
女「早く御膳を喰べてれ仕舞ひよ
熊「御膳を其方にやれ[illegible]
[illegible]
女「何んだね
熊「何だといふ奴があるか此方へ少し出ろ
女「アラマアれ前さん座つたね
熊「[illegible]
女「亭主はれ前さんと夫婦になつてれ前さん
の座つたのは始めて見たが餘んまり良い姿
ではないよ矢張り胡座をかいた方が似合う
親「三年の間れ前と夫婦になつて乃公がいゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]三年目で乃公が大才大
[illegible]

●廣告料 [illegible]
●購讀料 [illegible]
發行兼編輯人 秋山[illegible]三郎
印刷人 高木久馬太郎
發行所 京城新報社
電話六六三番